特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	・住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)(以下「住基法」という。)に基づき市区町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。 ・附票連携システムにおいて、都道府県は、住基法に基づき市区町村から附票本人確認情報に関する通知を受け、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存附票本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。)、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。 ・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情報システム機構)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行う等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住民基本台帳法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。 ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を地方公共団体情報システム機構に委託している。

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

令和5年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 住民基本台帳ネットワークに関する事務 ①事務の名称 住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及 び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム (住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する 制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増 進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであ り、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理 の基礎となるものである。 具体的に山梨県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共 団体情報システム機構への通知 ③山梨県知事から本人確認情報に係る山梨県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの本人確 認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ②事務の概要 ⑤地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバ、都道府県における附票都道府県サ・ バ及び地方公共団体情報システム機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携シス テム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報 (氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保 存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのた め、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附 票本人確認情報には、個人番号は含まれないものの、「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイ ル」は附票連携システム上、個人番号に紐付けてアクセスできるとの観点から、特定個人情報ファイル に該当する。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方 公共団体情報システム機構への通知 ③山梨県知事から附票本人確認情報に係る山梨県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの 附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤地方公共団体情報システム機構への附票本人確認情報の照会 (1)住民基本台帳ネットワークシステム (2) 附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都

③システムの名称

道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のう

ち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本 台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システム内の附票都道府県サーバ部 分について記載する。

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県知事以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	山梨県総務部市町村課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館4階 山梨県総務部市町村課 行政選挙担当(055-223-1424)
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ

山梨県総務部市町村課行政選挙担当 (電話:055-223-1424 ファクシミリ:055-223-1428)

連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[30万人以上		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和5年	4月30日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年	4月30日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
2)又は3)を選択した評価実	3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記								
載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワ	ークシステム	を通じ						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を力	しれている]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[特に力を力	くれている]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力をク	くれている]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託					[]	委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特に力を <i>]</i>	しれている]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供	ŧネットワーク:	システム	を通じた提供で	を除く。)	[]	提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[特に力を <i>]</i>	しれている]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続					[0]	接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻				
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻				
7. 特定個人情報の保管・	消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を力	しれている]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻	ている			
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点検	<u> </u>	[0]	内部監査	[] 5	朴部監査			
9. 従業者に対する教育・	9 発								
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れ	て行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分に行ってし 3) 十分に行ってし	る	いる		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I -5②所属長の役職名	市町村課長 小田切 三男	課長	事後	・様式変更による変更
平成31年4月26日	Ⅱ-1. 対象人数	平成27年4月15日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	・時点修正
平成31年4月26日	Ⅱ 一2. 取扱者数	平成27年4月15日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	・時点修正
令和1年6月21日	Ⅳ リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	・様式変更による追加
	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言ー特記事 項		住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81 号)	事後	・知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施・法令番号を追加
令和2年3月4日	I -1②事務の概要	定により、特定個人情報を以下の事務で取り	具体的に、山梨県では、住民基本台帳法の規 定により、特定個人情報を以下の事務で取り 扱う	事後	・知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱第12条 第1項の規定に基づく評価の 再実施 ・記載の誤り(別添1なし)
令和2年3月4日	I -1②事務の概要	③山梨県知事から山梨県の他の執行機関へ の本人確認情報の提供	③山梨県知事から本人確認情報に係る山梨県の他の執行機関への提供又は他部署への移転		・知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱第12条 第1項の規定に基づく評価の 再実施 ・「他部署への移転」の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月4日	I -3法令上の根拠	構の通報) ・第30条の11(通知都道府県知事以外の都 道府県の執行機関への本人確認情報の提供)	1号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県知事以外の都	事後	・知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱第12条第1項の規定に基づく評価の再実施・システムの機能「本人確認情報整合」の根拠として、第30条の22を追加
令和2年3月4日	Ⅱ-1. 対象人数	平成31年4月26日 時点	令和2年2月14日 時点	事後	・時点修正
令和2年3月4日	Ⅱ -2. 取扱者数	平成31年4月26日 時点	令和2年2月14日 時点	事後	・時点修正
令和3年6月17日	Ⅱ-1. 対象人数	令和2年2月14日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	・時点修正
令和3年6月17日	Ⅱ -2. 取扱者数	令和2年2月14日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	・時点修正
令和4年6月13日	Ⅱ-1. 対象人数	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	・時点修正
令和4年6月13日	Ⅱ -2. 取扱者数	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	・時点修正
令和5年6月8日	Ⅱ-1. 対象人数	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	・時点修正
令和5年6月8日	Ⅱ -2. 取扱者数	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	・時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	表紙 評価書名		住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書	事前	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
	の権利利益の保護の宣言	関9 る事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽いませるようなを軽	山衆県知事は、住氏基本合帳イットワーグに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定の人を経済によるの他の事態を発生させるリスクを経済		「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	表紙 特記事項	民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人唯認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。・住民基本台帳ネットワークシステムは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共ウォールにより厳重な通信制御を行う等、厳部による不正利用の防止のため、システム操作者の操作履歴を保存する等の対策を講じている。・れら、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を地方	府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。 ・附票連携システムにおいて、都道府県は、住基法に基づき市区町村から附票本人確認情報として関する通知を受け、附票都道府県サーバに関する通知を受け、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存附票本人の変更情報にして保有する。都道府県知事保存附票本人の変更情報にして保有する。が住民第コード及びこれらの変更情報に限定される。 ・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情報システムと関連を連携システム機構)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行う等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のた	事前	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
	I-1. 一①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I -1②事務の概要	_	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。	事前	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
	I - 1. 一②事務の概要	都道府県は、住民基本台帳法のと、住民基本台帳法のよっかり、全国共来のとして住民基本人権によって、会議を関連を表して、会議を関連を表して、会議を関する。とは、、住民基本台において、会議をは、、住民基本台において、は、自己のであり、では、自己のである。とは、、住民基本台において、は、自己のでのである。とは、、住民基本台におけられて、は、自己のでのでのである。とは、、自己のでのでのである。とは、、自己のでのでのでのでは、自己のでのでのでは、自己のでのでのでは、自己のでのでのでは、自己のでのでのでは、自己のでのである。とは、、特定のでいる。とは、自己のでいる。は、自己のでいる。は、自己のでいる。は、自己のでいる。は、自己のでいる。は、自己のでいる。は、自己のでいる。は、自己のでいる。は、自己のでいる。は、自己のでいる。は、自己のでいる。は、自己のでいる。は、自己のでいる。は、自己のでは、自己のでは、自己のでは、自己のでは、自己のでは、自己のでは、自己のでは、自己のでは、自己のでは、自己のは、自己のは、自己のは、自己のは、自己のは、自己のは、自己のは、自己の	1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道所県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村におけるものでありであり、全国共を記録を正に行政の届ける各種の台帳に関する制度を一元代政の正確がつれたのであり、市町村に対のであり、市町村に対のであり、市町村に対のであり、市町村の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に山梨県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理の他方公共団体情報を以下の事務で取り扱う。 ①で基づく特定個人情報ファイルのの通知に基づく特定個人情報ファイルのの通知に基づく特定個人情報ファイルの通知知り、の地方公共団体情報システム機構への通知の他の執行機関への提供又は他部署への移転の観点を認情報の記した。 ②住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示及び開示結果に基づく当該個人の本人確認情報の本人確認情報の方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会	事前	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I -1②事務の概要	本人確認システムとして住民基本台帳ネットワークシステムを市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住民基本台帳法に基づき作成されるものであり、市町村における地方の届出に関する制度を増進する制度を一元行いる。ともに関する各種の台帳に関する制度を一元行いの近代化に対処するため、住民に関するとともに記録する各種の台帳に関するあり、市区の近代化に対処するため、住民に関する事務の処理を当なるが、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に、山梨県では、住民基本台帳法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの更通に基づく特定個人情報ファイルの更知に基づく特定個人情報ファイルの通知に基づく特定個人情報ファイルの通知に基づく特定個人情報ファイルの通知に基づく特定個人情報ファイルの通知に基づく特定個人情報ファイルの通知に基づく特定個人情報ファイルの通知に基づく特別の他の執行機関への提供又は他部署への移転(全民による請求に基づく当該個人の本人確	されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に山梨県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通	事前	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I - 1 ②事務の概要		2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務都道府県は、市町村における市町村コミュニが展別では、市町村における市町村コミュニが展別では、市町村における市町村コミューが、都道府県は、市町村における附票における附票と国がでは、国外をでは、国の役割を担っため、4情報のでは、国のでは、1年ので構成される「都のでは、1年のでは、1年のでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年のののでは、1年のでは、1年のでは、	事前	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I -1③システムの名称	府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。	ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされてい	事前	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
	I -2. 一特定個人情報ファ イル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファ イル	事前	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
	I-3. -法令上の根拠	*第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県知事以外の都 道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確 認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県知事以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。